

大規模小売店舗の運営方法の変更について（お知らせ）

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

店 舗 名 称	フジグラン東広島														
所 在 地	東広島市西条町御園宇4405番地														
建 物 設 置 者	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号 協同組合東広島ショッピングモール 代表理事 多山 宰佐 東広島市西条町御園宇4405番地														
変 更 事 項	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 <table><tr><th>荷さばき施設の位置</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr><tr><td>フジグラン本体棟 北側</td><td>午前7時から午後9時まで</td><td>24時間</td></tr><tr><td>フジグラン別棟 南側</td><td>午前7時から午後9時まで</td><td>午前7時から午後9時まで</td></tr><tr><td>エディオン棟</td><td>午前7時から午後9時まで</td><td>午前7時から午後9時まで</td></tr></table>			荷さばき施設の位置	変 更 前	変 更 後	フジグラン本体棟 北側	午前7時から午後9時まで	24時間	フジグラン別棟 南側	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで	エディオン棟	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで
荷さばき施設の位置	変 更 前	変 更 後													
フジグラン本体棟 北側	午前7時から午後9時まで	24時間													
フジグラン別棟 南側	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで													
エディオン棟	午前7時から午後9時まで	午前7時から午後9時まで													
変 更 年 月 日	令和8年12月1日（予定）														
変 更 す る 理 由	商品搬入計画の見直しのため														
掲 示 責 任 者 及 び 連 絡 先	株式会社成研 児玉 TEL（082）533－7027														

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届 出 書	縦 覧 期 間	令和8年9月11日から令和9年1月11日まで
	縦 覧 場 所	東広島市 産業部 産業振興課
意 見 書	提 出 期 限	令和9年1月11日（月）まで
	提 出 先	東広島市 産業部 産業振興課
届出書の縦覧及び 意見書の提出に関する お問い合わせ先		東広島市 産業部 産業振興課 東広島市西条栄町8番29号（市役所本館8階） TEL（082）420-0921

※掲示期間：令和9年1月11日まで